

(別紙3)

- 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障障発第0402001号	障障発第0402001号
平成19年4月2日	平成19年4月2日
一部改正 障障発第0518001号	一部改正 障障発第0518001号
平成19年5月18日	平成19年5月18日
一部改正 障障発第0328002号	一部改正 障障発第0328002号
平成20年3月28日	平成20年3月28日
一部改正 障障発第0331006号	一部改正 障障発第0331006号
平成21年3月31日	平成21年3月31日
一部改正 障障発0928第1号	一部改正 障障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正 障障発0330第6号	一部改正 障障発0330第6号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
<u>一部改正</u> 障障発0727第1号	<u>最終改正</u> 障障発0727第1号
平成24年7月27日	平成24年7月27日
<u>最終改正</u> 障障発0329第7号	
平成25年3月29日	
各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課長	障害福祉課長
<p>就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について</p> <p>日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>さて、今般、障害者の就労支援を推進するため、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）により就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を創設するとともに、現行の施設についても工賃実績の報告などを求めることとしたところです。</p> <p>つきましては、これらの事業の実施にあたって、下記の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本通知については職業安定局、同高齢・障害者雇用対策部及び職業能力開発局と協議済みであることを申し添えます。</p>	<p>就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について</p> <p>日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>さて、今般、障害者の就労支援を推進するため、障害者自立支援法により就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を創設するとともに、現行の施設についても工賃実績の報告などを求めることとしたところです。</p> <p>つきましては、これらの事業の実施にあたって、下記の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本通知については職業安定局、同高齢・障害者雇用対策部及び職業能力開発局と協議済みであることを申し添えます。</p>
記	記
<p>1～3 （略）</p> <p>4 重度者支援体制加算の取扱について</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 重度者支援体制加算（Ⅲ）について</p> <p>「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 重度者支援体制加算の取扱について</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 重度者支援体制加算（Ⅲ）について</p> <p>「<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第14の12及び第15の13の重度者支援体制加</p>

14 の 12 及び第 15 の 13 の重度者支援体制加算の適用を受ける事業所のうち、改正前の障害者自立支援法附則第 21 条に規定する特定旧法指定施設（以下「特定旧法指定施設」という。）から移行した指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型（以下「指定就労継続支援 A 型及び B 型」という。）については、指定就労継続支援 A 型及び B 型のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者数が 100 分の 5 以上であることをその要件としたところであるが、特定旧法指定施設が新体系移行期限内に新体系へ移行した場合は、前年度の実績に基づき重度者支援体制加算の適用が判断されることにご留意願いたい。

5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の 1 の（4）の取扱いについては次のとおりであるのでご留意願いたい。

(1) ～ (3) (略)

【参考】 (略)

(別紙) (略)

算の適用を受ける事業所のうち、改正前の障害者自立支援法附則第 21 条に規定する特定旧法指定施設（以下「特定旧法指定施設」という。）から移行した指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型（以下「指定就労継続支援 A 型及び B 型」という。）については、指定就労継続支援 A 型及び B 型のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者数が 100 分の 5 以上であることをその要件としたところであるが、特定旧法指定施設が新体系移行期限内に新体系へ移行した場合は、前年度の実績に基づき重度者支援体制加算の適用が判断されることにご留意願いたい。

5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の 1 の（4）の取扱いについては次のとおりであるのでご留意願いたい。

(1) ～ (3) (略)

【参考】 (略)

(別紙) (略)